

茅ヶ崎市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第2号

茅ヶ崎市介護保険規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市介護保険規則（平成12年茅ヶ崎市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第14条から第17条までを削る。

第18条第1項中「(第13号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同条第2項中「(第14号様式)」を「(第8号様式)」に改め、同条を第14条とし、第19条を第15条とする。

第20条第2項中「(第15号様式)」を「(第9号様式)」に、「(第16号様式)」を「(第10号様式)」に改め、同条を第16条とし、第21条から第23条までを4条ずつ繰り上げる。

附則第3項中「第20条第1項及び第5項」を「第16条第1項及び第5項」に改める。

附則第4項中「第20条第1項第2号から第4号まで」を「第16条第1項第2号から第4号まで」に改める。

第7号様式から第12号様式までを削る。

第13号様式中「(第18条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を第7号様式とする。

第14号様式中「(第18条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を第8号様式とする。

第15号様式中「(第20条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を第9号様式とする。

第16号様式中「(第20条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を第10号様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。